

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	28	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公害防止用設備（汚水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。 ・特例措置の内容：以下の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を2年間延長する。 ① 汚水又は廃液処理施設（特例率：1/3） 		
関係条文	地方税法附則第15条、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条		
減収見込額	(初年度) - (▲289) (平年度) - (▲655) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、最近の環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>水質分野においては、化学物質のリスク管理に対する国民意識の高まりや環境負荷物質に関する新たな知見の発見を背景に、以下の通り、規制強化の流れが継続していく見込み。他方、厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行う事業者にとって、公害防止設備投資は非収益投資であるため、規制強化に伴う投資の追加的負担は重く、適切に法令を遵守することが困難となるおそれがある。このため、事業者の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことにより、事業者が水質規制を遵守できる環境を整備し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <p>また、公害防止施設は、その所有者に金銭的余裕があるなど税負担に耐え得ることを意味しない（担税力を表象しない）こと、その所有を通じて、公害防止施設がない場合に自治体が住民に提供する必要に迫られる環境保全サービスを代替していると考えられる（自治体の行政サービスに関する応益原則に馴染まない）ことから、固定資産税の課税対象として適当とは言えないため、少なくとも、現行の課税標準の特例措置を延長することが必要である。</p> <p>【水質環境保全に係る規制強化の動向】・閉鎖性海域については、これまでの6次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年度中に第7次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において28業種中6業種が平成22年7月に一律排水基準に移行される規制強化が行われており、また平成23年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成21年度に1,4-ジオキサンの環境基準が追加され、平成23年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 ・第177回通常国会において水質汚濁防止法の改正法が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等が課されるため、規制対応のための新たな設備投資需要が生じ得る。 		
本要望に対応する縮減案			
ページ	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている（第11条）。 第3次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている（第3部第2節）。 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている（第25条）。 														
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図り、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。														
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。（平成24年4月1日から平成26年3月31日まで）														
	同上の期間中の達成目標	<p>第7次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、1,4-ジオキサンの排水基準の設定、改正水質汚濁防止法に基づく構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。</p> <p>政策目的の達成状況を端的に把握するための指標は、環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD）の達成率。当該指標は、政策が順調に進捗しているかどうかを監視するためのバロメーター。</p>														
政策目標の達成状況	<p>環境基本法に基づく水質の環境基準（BOD、COD等の生活環境項目）の達成率については、概ね上昇傾向を維持してはいるものの、平成21年度は全体で87.6%に留まっており（H19年度：85.8%）、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（H21年度：河川92.3%、海域79.2%、湖沼50.0%、H19年度：河川90.0%、海域78.7%、湖沼50.3%）</p> <p>以下のような水質規制強化の動きが続いているが、そのみでは水質分野における環境負荷物質対策は進展せず、本特例措置を通じ事業者の取組が進展する環境を整備することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、これまでの6次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年度中に第7次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。 暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において28業種中6業種が平成22年7月に一律排水基準に移行しており、また平成23年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 平成21年度に1,4-ジオキサンの環境基準が追加され、平成23年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 第177回通常国会において水質汚濁防止法の改正法が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められる。 															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成20年度：適用件数2589件、取得価額62928百万円、減収額587百万円</p> <p>平成21年度：適用件数2358件、取得価額45261百万円、減収額422百万円</p> <p>平成22年度：適用件数2294件、取得価額30476百万円、減収額284百万円</p> <p>平成23年度（見込）：適用件数2191件、取得価額30929百万円、減収額289百万円</p> <p>（経済産業省調べ）</p>														
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており（平成19年度：85.8%）、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成22年7月には合計22業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 <table border="1"> <tr> <td>東京湾</td> <td>昭和54年</td> <td>477ト/日</td> <td>平成21年</td> <td>183ト/日</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾</td> <td>昭和54年</td> <td>307ト/日</td> <td>平成21年</td> <td>158ト/日</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内海</td> <td>昭和54年</td> <td>1012ト/日</td> <td>平成21年</td> <td>468ト/日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の特例措置の適用については、中小企業比率が約7割（取得価額ベース）となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成20年度2589件、平成21年度2358件、平成22年度2294件と一定の実績で推移しており、また、 	東京湾	昭和54年	477ト/日	平成21年	183ト/日	伊勢湾	昭和54年	307ト/日	平成21年	158ト/日	瀬戸内海	昭和54年	1012ト/日	平成21年
東京湾	昭和54年	477ト/日	平成21年	183ト/日												
伊勢湾	昭和54年	307ト/日	平成21年	158ト/日												
瀬戸内海	昭和54年	1012ト/日	平成21年	468ト/日												

		平成 23 年度は 2191 件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（平成 24 年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
--	--	--

ページ	—
-----	---

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>【財政投融资】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要：中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度：中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、貸付期間：15 年以内) <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境調和型水循環技術開発（エネ特、平成 23 年度予算：6.2 億円） 概要：我が国の強みである水処理技術について、更に省エネ性や低環境負荷性能に優れた膜技術や排水処理技術の強化に向けた要素技術の開発を実施。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>【財政投融资】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 財政投融资については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化（イニシャルコストの一次的軽減）を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである。 <p>【予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境調和型水循環技術開発（エネ特、平成 23 年度予算：6.2 億円） 本予算は、排水からの有用金属回収技術や難分解性物質の高効率分解技術等の排水処理技術等の開発により、省エネ性に優れ、新たな水質分野の環境規制へ対応した技術を新しく創出するものである一方、本税制は、汚水・廃液処理施設に係る施設整備の経済的負担の軽減により、幅広い範囲の企業における水質分野の環境負荷物質対策の促進を行うものである。
要望の措置の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・1960 年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第 7 次水質総量規制の検討、暫定排水規制の見直し、1.4-ジオキサン等の排水基準の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。 ・また、公害防止施設は、その所有者に金銭的余裕があるなど税負担に耐え得ることを意味しない（担税力を表象しない）こと、その所有を通じて、公害防止施設がない場合に自治体が住民に提供する必要に迫られる環境保全サービスを代替していると考えられる（自治体の行政サービスに関する応益原則に馴染まない）ことから、固定資産税の課税対象として適当とは言えないため、少なくとも、現行の課税標準の特例措置を延長することが必要である。 <p>※（財）地方財務協会編『地方税制の現状とその運営の実態』によれば、「固定資産税は固定資産（土地、家屋及び償却資産）の資産価値に着目し、その資産を所有することに担税力を見出して課税される物税であって、その課税標準は、これらの資産の価格（適正な時価）とされる。固定資産税は、<u>応益原則の負担に立脚した税</u>である。市町村の区域内に土地、家屋及び償却資産が所在する事実と市町村の行政サービスとの間には深い関連性があるので固定資産税は応益原則を最も強く具現しているものである。」とされている。</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 20 年度：適用件数 2589 件、取得価額 62928 百万円、減収額 587 百万円 平成 21 年度：適用件数 2358 件、取得価額 45261 百万円、減収額 422 百万円 平成 22 年度：適用件数 2294 件、取得価額 30476 百万円、減収額 284 百万円 平成 23 年度（見込）：適用件数 2191 件、取得価額 30929 百万円、減収額 289 百万円 （経済産業省調べ）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については昭和 50 年頃の全体の環境基準達成率は 55%程度であったものの、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、水質環境の改善が行われてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成 13 年に合計 56 業種に適用されていたが、平成 22 年 7 月には合計 22 業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和 54 年 477 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾・・・昭和 54 年 307 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海・・・昭和 54 年 1012 トン/日 平成 21 年 468 トン/日 ・平成 22 年度の特例措置の適用については、中小企業比率が約 7 割（取得価額ベース）となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。また、適用件数は平成 20 年度 2589 件、平成 21 年度 2358 件、平成 22 年度 2294 件と一定の実績で推移しており、また、平成 23 年度は 2191 件の利用が見込まれ、水質保全に係る規制強化が続く中で今後（平成 24 年度以降）も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設の整備を促進し、各環境負荷物質の環境基準達成率の一層の向上を目指す。
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の実績は、適用件数 2294 件、取得価額 30476 百万円、減収額 284 百万円となっており、幅広い業種において本税制が適用されている。 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD 等の生活環境項目については、平成 21 年度の環境基準達成率は 87.6%となっており（平成 19 年度：85.8%）、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 ・近年においても、水質の総量削減計画による COD 発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・平成 16 年 211 トン/日 平成 21 年 183 トン/日 伊勢湾・・・平成 16 年 186 トン/日 平成 21 年 158 トン/日 瀬戸内海・・・平成 16 年 561 トン/日 平成 21 年 468 トン/日 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、28 業種中 6 業種が平成 22 年 7 月に一律排水基準に移行している。
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 42 年度 創設（対象設備：脱硫装置、廃油処理施設） 昭和 51 年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなる。 （42～51 年度間には対象設備の追加・縮減、軽減税率の引上げ措置、51 年度以降には 2 年ごとの適用期限の延長、対象設備の追加・縮減、軽減税率の引下げ、非課税からの移行措置が行われる。） <直近の改正> 平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の縮減（鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、ばい煙処理施設、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物焼却溶融施設、窒素酸化物燃焼改善設備、ダイオキシン類排出削減施設、廃油・廃プラスチック類処理施設、地下水浄化施設、産業廃棄物焼却施設、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備、優良更新投資施設、湖沼水質保全特別措置法に定める指定施設 を対象施設から除外） ・軽減税率の引下げ（汚水又は廃液処理施設・除害施設・廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設）